

令和7年第12回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年12月10日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	高橋純	3番	熊谷良夫
4番	澁谷俊二	5番	松田信義
6番	村田薫	7番	長谷川幸子
8番	森元淑雄	9番	鈴木正洋
10番	高山茂雄	11番	深沢義一
12番	深澤均	13番	高橋邦武

欠席議員（1名）

2番 高橋正和

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	佐々木龍悦	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長 商工観光交流班長	鈴木紀和	農政課長	高塚劍
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	照井修
農業委員会 農事務局長	加藤隆輝	教育長	栗林守
教育推進監	井合和人	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	議事総務班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（高橋邦武） おはようございます。

2番、高橋正和議員から欠席の届けがあります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋邦武） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇高橋 純 議員

○議長（高橋邦武） 最初に、1番、高橋 純議員の一般質問を許可いたします。高橋 純議員は登壇願います。

（1番 高橋 純議員 登壇）

○1番（高橋 純） おはようございます。

通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、美郷町野外芸術空間創出事業についてお伺いします。

本事業は、美郷町の豊かな自然や文化、歴史を感じられる空間を創り出すことで、私たち町民の愛郷心を育み、ひいては移住や定住の促進につなげるという大変重要な目的を持っています。

これまで複数回の基本計画や制作候補者決定に対する議論を経て、令和7年9月10日の審査において2作目の制作者が決定されたと承知しております。

私は、この事業が単に芸術作品というものを設置して終わりにするのではなく、創り上げていく過程そのものが、町民の誇りになるべきだと考えています。将来にわたり長く愛される空間にするためにも、これまで進めてきた計画の内容について、確認と町長の所見をお伺いいたします。

1点目は、制作候補者及び作品の選定方法についてです。

芸術作品というのは、見る人によって捉え方が異なり、万人が納得するものを選ぶのは非常に難しいものです。だからこそ、その選び方に透明性が必要です。これまでの検討委員会で、どのようなプロセスと審査基準に基づき最終候補者及び作品を決定したのか。その具体的な詳細をお示してください。

2点目は、選定プロセスへの地域・教育的視点の反映についてです。

この事業が、将来に向けた愛郷心の醸成である以上、これからの美郷町を担っていく子供たちの思いや意見が、そこに含まれているべきではないでしょうか。既に制作者と作品については決定しておりますが、今からでも子供たちの関心を反映させる取組はできないでしょうか。

子供たちが制作の一部に関わることは、事業の質を高めるだけでなく、自身がふるさとに貢献したという実感を持つことにもなり、まさに本事業の目的である定住の促進や関係人口の創出に直結すると考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、制作候補者及び作品の選定についてですが、芸術家の過去の作品や各種賞の受賞実績等を踏まえ、選定委員である専門家2名が制作候補者を推薦、そのお二人に私が加わった計3名の委員で過去の作品の作風などを踏まえて議論し、一定人数を選定しております。

そうして選定された制作候補者には、1点目として、風景と調和する作品とし、公園の景観・美観を損なわない作品であること。2点目として、持続可能という概念のサステイナブルな作品とし、自然界に還元できる自然由来の素材を基調とすること。3点目として、双方向や対話という概念を持つインタラクティブな作品とし、触れられる作品で、人体に有害なおそれのあるマテリアル及び塗料を使用しないことという3点の制作条件を提示し、制作候補者は、制作条件を踏まえて実際に現地取材を行い、作品のコンセプトシート及び作品模型であるマケットを制作し、町に提出してもらっています。

その中から制作者1人を選ぶため、まずは提出されたコンセプトシートを3人の委員が読み込んで、制作思想や意図を理解した上で、提出されたマケットに11項目で評価点をつけ、その評価点合計の結果を踏まえながら意見交換を行い、1次選考として2点に絞り込み、2次選考としてさらに意見交換を重ね、当該年度の制作者及び制作作品を決定しております。

第1作目につきましては3名の候補者の中から、第2作目につきましては4名の候補者の中から、それぞれ1名を制作者として決定しております。

次に、選定プロセスへの次世代への視点の反映というご質問ですが、さきにご説明したとおりのプロセスであり、加えて制作自体を美郷町内で行っているわけではありませんので、制作プロセスに子供たちが直接的に関わることは難しいところです。また、そうした作品制作コンセプトに子供たちを関わせる前提で考えていきますと、どういう年代の子供たちを何人ほど選定し、毎年変えていくのか、変えていかないのかにもよりますが、そもそも本事業が全く違う事業コンセプトになります。また、何より6作品を貫く空間整備思想に一貫性を持つことが難しくなるものと認識いたします。

本事業の本旨は、優れた芸術作品に身近な公園空間の中で触れさせ、日常的な遊びに作品も取り入れていくことで忘れ得ぬ記憶とさせ、もって子供たちの感性や感受性を高めるとともに、大人になった際には、記憶を基礎にして愛郷心や定住の促進にもつなげていこうというものです。また、そうした優れた訴求力を持った芸術作品だからこそ芸術を愛する町外の方々には、作品を通じて美郷町の関係人口となっていただくことも可能になるように思うところです。そのため、設置後の作品が子供たちと関わりが生じやすくなるよう、第2作目作品設置以降に作品メンテナンス活動、それから子供向け造形ワークショップ等の実施を企画していくことを考えているところです。

なお、第1作目設置後の動きですが、見て触れて楽しめるという作品コンセプトに沿って、早速、認定こども園の園児や小学生が、触れたり乗ったり自由な遊びをしているとのことで、望ましい展開につながってきているように認識しているところです。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋 純議員の再質問を許可いたします。

○1番（高橋 純） ただいまの説明の中で、説明については町長のほうからただいま説明いただいたとおりではございますけれども、町民の方への説明ということで、例えばホームページに、その町長の気持ちなどを載せられているところについては私も承知しておりますが、選定者の方に2名の方がほかにいらっしゃるということのお話がありました。この方の選定の理由について、ざっくばらんではあっても結構なんですけど、こういった気持ちでこの制作者、作品を選んだかということの説明の機会があってもよろしいのではないかと思います。

また、そういった方の考え方、選び方というものは、町民に対してもその美術的な感覚を養う

ことにもつながるかと思しますので、ご検討いただければと思います。

あとは、児童の関わり方についてですけれども、公共事業等で子供たちが理想とする夢などを描いた絵柄が、そのまま計画のほうに反映されるといった事例も全国的には珍しくないケースだと思います。ただ、今回の事業に関しては、直接作品のほうに関わることができないということではありますけれども、例えばではあります、制作過程の中で、現場の中で施工しているところを子供たちが見ているその場で、その制作者がこういった意図で作品を展示したいというような説明をするだけでも、子供たちに与える影響というものとは変わってくるものかと思われま

す。先日、ちょっと話はそれてしまうかもしれませんが、浮世絵版画のセレモニーに参加させていただいたときに、学芸員の方の説明が大変身にしみて、私の知らないところの興味をそそるところにもなりました。こういったところで、作品に対する制作者の意図が子供たちに伝わり、子供たちがその意図を酌み取って成長していくということも教育的には大事なのかなというように感じますし、その子供たちに与える美術的な感覚というものも養われていくと思しますので、そういった点でもご検討いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

1点目の選定の理由等について、説明する内容があってもいいのではないかとこのご質問の趣旨とお答えいたしますが、選定するという事は、選定される人もいれば、選定されない人もいるわけで、3人の委員による選定のプロセスでは様々な意見が出ます。それをつまびらかにすることは、すなわち選定されなかった人に対し、様々な見方があることをお伝えすることにもなり、芸術家の誇りに関しても決してポジティブとは言えない部分もあり得ますので、そうした他者に対する配慮ということも考えますと、つまびらかな、なぜ選定に至ったのかということ公開するには、賛否両論あるものだろうと思っております。現時点では考えておりません。

2点目の、設置に関し、制作者が設置のプロセスにおいて子供たちに何かの説明をすることについていかがかという質問の趣旨と思ひ回答いたしますが、工事の施工の中で、危険性が伴わない、あるいは工事の作業に支障を及ぼさない範囲において接点を持つことは可能かと存じますので、今後検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○1番（高橋 純） 次に、美郷中学校周辺道路における交通安全対策の強化と整備についてお伺

いします。

美郷中学校が面する町道作山・南明田地線について、六郷交番交差点の渋滞を避けるため、国道13号の裏道として使う車が見受けられます。当該町道では、制限速度時速40キロメートルを超過して走行する車両が散見され、非常に危険な状況にあります。特に、通学や送迎の時間帯に、美郷中学校校門前からわくわく園出入口前までの区間で、前方の車両を追い越す危険な行為が目撃されており、一歩間違えば重大な事故につながりかねません。

現状の課題として、以下の点を指摘します。

路面標示において、外側線、中央線、一時停止線、横断歩道、予告マーク、止まれなどの白線が消えている箇所があります。道路標識の経年劣化で、色落ちのため見えにくくなっているものや、除雪等の影響で斜めに倒れかかっているものがあります。歩道のない区間があります。追越し禁止区間に指定されていません。

以上の点を踏まえ、通学路を含む周辺道路の安全を確保するため、次の3点について町長の所見と具体的な対応をお伺いします。

1点目は、道路標識と路面標示についてです。

交通安全を確保するための基本となる道路標識及び白線等の路面標示の劣化は看過できません。早急に修繕または再設置を実施するようお願いし、実施の可能性と時期についてお伺いします。

2点目は、制限速度と追越しに関する規制についてです。

美郷中学校とわくわく園が面する当該町道は、生徒が自転車や徒歩で利用する通学路であるほか、保護者が送迎に利用する大変重要な道路です。最高速度を時速30キロメートルに引き下げ、生活道路の交通安全対策であるゾーン30の設定を検討する。または、危険な追越し行為を防止するため、当該区間を追越し禁止区間として設定するなど対策をお願いできないかお伺いします。

3点目は、当該道路と町道愛宕・四天地線の交差点についてです。

周辺住民や通学路利用者が、安全に通行できる環境整備が不可欠です。歩行者の安全確保と車両の速度低下を目的として、交差点の4方向全てを一時停止とすることはできないでしょうか。または、秋田県内で採用された事例はありませんが、円形交差点の設置を検討してはいかがでしょうか。円形交差点は、進入する全車両に一時停止を促し、交差点内での安全確認を徹底させる構造により交通事故の減少に効果が期待できます。

町民の安全に配慮した道路整備の在り方について、抜本的に再検討する必要があるかと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

(町長 松田知己 登壇)

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、道路標識、路面標示の早急な修繕と再標示についてですが、路面標示については、議員ご指摘のとおり、当該路線において舗装補修工事後に一部路面標示が覆われている箇所がありました。そのため、早速標示補修を実施し、先週半ばに完了しております。また、道路標識につきましては、支柱が傾斜しているものは除雪作業に起因するものと思われ、町で早急に対応してまいります。また、それ以外の規制標識の劣化、摩耗により消えかかっている停止線、横断歩道、予告マークについては、秋田県公安委員会の所管ですので、対応を要望してまいります。

次に、通学路の安全向上を目的とした規制強化についてですが、ゾーン30については、秋田県公安委員会、秋田県警察、国土交通省、道路管理者、地域関係者が協議して進められるもので、六郷小学校周辺が平成25年に指定され、また今年6月には、同周辺がゾーン30プラスに指定されているところです。

ゾーン30の指定については、通学路となっている道路の幅員が狭いために車両と歩行者及び自転車の接触のおそれが高く、歩行者及び自転車の安全確保に時速30キロメートルの速度制限が必要であること。また、その規制に関係住民から合意が得られることなどが指定の条件となります。議員ご指摘の美郷中学校周辺道路については、歩道が既に整備されているほか片側1車線の車道幅が確保されていることから、秋田県公安委員会では40キロメートル規制としているところで、大仙警察署ではゾーン30の区域指定の条件に当たらないとの見解が示されております。また、追越し禁止の規制についても、見通しのよい直線道路のため規制条件に当たらないとの見解でした。

なお、議員ご質問の当該路線における走行車両の速度超過や無理な追越しについては、六郷わくわく園に設置している防犯カメラで、町道作山・南明田地線の通行状況が確認できるカメラがありますので、一定日数について特定時間の状況を確認してまいります。その結果、当該行為が頻発しているように確認できれば、大仙警察署へ取締り強化を要請してまいります。

次に、愛宕・四天地線との交差点の安全確保と速度抑制対策についてですが、4方向全ての一時停止につきましては、秋田県公安委員会が決定するものですが、両方の道路とも直線道路で車道幅も十分確保されており、車両通行の連続性を考慮しますと、4方向全ての一時停止はかえって混乱を招くおそれもあります。例えば、4方向から同時に車が来て、同時に一時停止した場合は、道路規格がほぼ同じであるがゆえに、どの車が優先して前に出るとかなどの混乱が生ずることが容易に想像できます。そのため、町として県公安委員会に要望することは考えておりません。

また、円形交差点についてですが、町では平成27年、円形交差点の設置について既に検討して

おります。しかし、この形状の交差点は、県内ではその時点で設置事例がなく、時計回りで旋回して目的の道路に移動する交通ルールを逸脱した通行、いわゆる逆走による事故が発生するおそれがあること、広大な用地が必要で、水防倉庫の移転が必要なことなどから、設置を見送った経緯があります。そのため、現在形状の交差点に改良したわけではありますが、道路利用者が慣れている状況において改めて円形交差点に改良することは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋 純議員の再質問を許可いたします。

○1番（高橋 純） 白線等の修繕については早急な対応をしていただき、誠にありがとうございます。また、標識等についても順次整備していただくとの回答をいただきましたので、よろしく願いいたします。

速度制限と追越し禁止区間の説明については承知いたしました。が、実際追越しが頻発しているというところまでは私も聞いておりませんが、実際私も目撃したところでもあります。カメラ等で確認ができればというお話がありましたので、その内容を確認していただいた上で、必要な対応をしていただければと思います。もし、仮にですが、そのような車両が多少なりとも存在するようなことがありまして、危険な状況にあるようであれば、例えば速度規制制限ができない、追越し禁止区間に設定ができないとなった場合でも、何らかの安全対策ということは必要になるかと思えます。その場合、中央線にポストコーンを設置するなどの一時的な対策でも安全対策には十分な対応になるかと思えますので、検討をいただければと思います。

交差点の改良についてですが、実際問題として、用地問題などがありますので、円形交差点の改良ということについては、非常に難しいものがあると私も感じているところです。ここで再提案ですけれども、例えば横断歩道、あとは外側線などの線の引き方を変える形で、スムーズ横断歩道イメージランプというものですが、視覚的な効果を得られる線の引き方があります。こういったもので、見た目での交通安全の対策というものも可能ではないかと思えますので、そういった検討が行えるかどうかについて質問させていただきます。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

はじめに、コーンを置いたらどうかというお話でしたが、それが果たして道路通行上、道路規制等各種法令、法規に許されることなのかどうかは、法令に確認してみないと分かりませんので、ここで明確な答弁ができません。ただ、提案としてそうした意見があったということは受け

止めたいと思います。

それから2つ目の円形交差点ですが、イメージハンブというのおっしゃいましたが、その詳細はこちら把握していませんし、分かりませんので、これもそれについての言及はできませんが、ただ安全対策が何らかほかにないのかということについての模索については、模索はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○1番（高橋 純） 最後に、学校給食費の完全無償化についてお伺いします。

長引く物価高騰は、家計に深刻な打撃を与えています。こうした中、秋田県内では25市町村のうち既に過半数となる13市町村が完全無償化を実施し、一部補助を含めると約6割の自治体が支援に踏み切っています。現在、秋田県内陸部において未実施なのは、仙北市と我が美郷町のみとなっており、隣接する大仙市においても小学校、中学校ともに無償化が実施されました。地域間格差が顕著になっている現状を、まずは重く受け止める必要があるかと思えます。

私は、町民の生の声を届けるべく、去る11月8日、町内のスーパーマーケット、アックス六郷店にて街頭でのシールアンケートを行いました。45分という短い間でしたが、114名の方からご協力をいただき、そのうち91.2%に当たる104名の方が「無償化に賛成」と回答されております。「家計の助けになる」「少子化対策として必要である」といった切実な願い。これが、町民の偽らざる民意だと思います。

また、懸案であった財源についても明るい兆しが見えています。令和6年度のふるさと納税寄付額は1億円を突破し、前年度の約2.6倍と飛躍的に伸びました。この税収分を活用すれば、財源確保は十分に可能であると考えます。

町長は答弁において、学校給食費の無償化を検討することを述べられておりますが、この圧倒的な民意と確保された財源を前に、もはや様子見の段階は過ぎているのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえ、3点について町長の所見をお伺いいたします。

1点目は、町民の意識と計画への位置づけについてです。

任意のアンケートではありますが、9割を超える町民が給食費無償化への早期実施を望んでいること。そして、近隣自治体が次々と無償化へかじを切る中、本町が取り残されている現状について町長はどのように認識されていますでしょうか。

また、少子化対策や子育て支援を最重要課題とするならば、保護者にとって最大の経済的負担

の一つである給食費について、「こども計画」等へ明確に位置づけ、支援の根拠とすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

令和7年3月議会では、給食費の無償化について「令和7年度中に検討する」と答弁されております。どのような検討を行ってきたのかを具体的にお示しいただき、その結論についての回答をお願いいたします。

2点目は、具体的な財源と実施対象についてです。

これまで町長は、無償化には多額の一般財源が必要であることを理由に慎重な姿勢を崩されませんでした。しかし、令和6年度のふるさと納税は1億円を超え、令和5年度比で約6,500万円もの増収となっております。試算では、中学生全員が無償化をするために必要な予算は、年間約3,300万円であり、この増収分を活用すれば十分に賄える規模です。国待ちで時間を費やすのではなく、財源のめどが立つ中学生分だけでも先行して、直ちに無償化に踏み切るべきではないでしょうか。このふるさと納税という新しい財源の活用も含め、前向きな答弁をお願いいたします。

3点目は、国の動向にかかわらず実施する覚悟についてです。

町長は「国が小学校を行うなら、町は中学校を」という構想を示唆されています。しかし、国の施策は、政局や財政状況により開始時期の延期や内容の縮小が起り得ます。町民が求めているのは、国が動けばやるという受動的な姿勢ではなく、国がどうであれ町の子供たちは町が守るという主体的な姿勢です。仮に、国の制度設計が遅れた場合でも、町単独で令和8年度から実施する覚悟はありますか。国の動向に左右されず、本町独自の判断で決断する意思についてお伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、現在の物価高騰に係る給食費の保護者負担軽減に関する町の取組状況ですが、給食食材費は値上がりしていたものの、町では保護者負担を小学生275円、中学生305円に据え置き、令和4年9月より価格上昇分を町で負担し、保護者負担が増えないように支援してきております。

その後、さらに進行する価格上昇を踏まえて、年々町の支援額を増額してきており、直近の令和7年度当初予算においては、給食1食当たり小学生330円、中学生360円とした上で、従前からの負担額との差額である1食当たり55円を町が支援してきているところです。さらに本年11月からは、給食に係る新米の契約価格や副食材料費の価格上昇を踏まえ、1食当たり単価を小学生360円、中学生390円とし、その差額の1食当たり85円を支援しており、支援額総額は令和7年度予算

では約1,300万円となっているところです。

さて、ご質問の1点目の民意の受け止めと上位計画への位置づけについてですが、まず議員が実施された街頭アンケートですが、限られた予算という制約がある中で、子育て支援策における優先度などを問わない、あくまで給食費の無償化のみに着目して実施したもののようですので、結果については、そうした形でのアンケート結果の民意と受け止めたいと思います。

また、学校給食費を無償化しなければ支援策に該当しないとは私は全く思いませんので、町が講じてきた支援策を踏まえ、学校給食費支援に関して町が取り残されているという認識は持っておりません。しかし、無償化を含む学校給食費への支援に取り組む自治体が、徐々に増えている状況はもちろん認識しており、そのため、今年5月に策定しました令和8年度からの第3次美郷町総合計画後期行動計画には、重点事業として保護者負担の軽減を目的とする学校給食支援事業を位置づけるとともに、本定例会に提案しております美郷町過疎地域持続的発展計画でも、子供支援の充実と子育て施設の整備の対策の一つとして、子育て世帯への経済的支援の充実を記載し、これには学校給食費支援を含む内容となっておりますことから、学校給食費に対する支援策の推進は明らかにしているところです。

また、本年3月の議会答弁に関する検討状況についてですが、国の最新情報を探りながら、財源捻出についてどう対応できるか検討してきております。具体的には、管理職で構成する行政経営会議において、必要となる約7,300万円の財源捻出に係る各種施策の見直しや歳入増加について模索を指示してきており、各課においては、その検討結果を踏まえて、来年度当初予算編成に臨んでいるところです。こうした説明でお分かりのように、既に給食費無償化を来年度から実施する方向で考えております。

そうした中、現在開会中の臨時国会では、国では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を含む経済対策を審議中ですが、補正予算が成立した際には、その交付金を各般にわたり活用するため、それを財源に前倒し実施できる可能性があるところです。町では現在、国交付金の使途を物価高騰に係る全般について総合的に検討するとともに、その中に学校給食費無償化の財源も入れて調整作業を進めており、その結果を補正予算案として近く町議会に提案したいと考えております。ただし、この財源は臨時的な交付金であり、交付金がない場合の実施には、さきに申しましたとおり、各種施策の見直しや歳入増加に向けた見直しは必至です。

次に、ふるさと納税の活用についてですが、ふるさと美郷寄付金を財源として行う事業は、美郷町ふるさと美郷応援寄付条例第2条第1項において、「子育て支援及び児童生徒の教育の充実に関する事業」としており、令和7年度は、出生祝金や在宅子育て支援給付金、小中学校及びスポ

一ツ少年団の大会派遣補助、「ドリーム体験！ほんもの講座」など15事業に7,000万円を充当し、基金残高は約3,900万円となっております。当該寄附金は、各年度で金額増減が見込まれる安定財源でないこと。また、説明しましたとおり、多様な子育て支援策や教育充実策に使われており、今後、寄附金を学校給食の無償化に特化して充てることは考えておりません。

最後に、国の動向に左右されない町独自実施についてですが、国や県から交付金がある場合と、それがなく町一般財源で実施する場合には、限られた町の財源使途に大きく影響を及ぼすことは議員もお分かりのはずです。そのため、施策全般について国等からの交付金状況を見定め、町の必要予算を見通し、その確保に向けて各般の施策調整を行い、全体として適切な予算編成を行っていくことは、財政を預かる立場、財政健全化に注力する立場では当然のことです。そうしたことから、国の動向を言い訳にするという認識は全くないことをお伝えいたします。給食費無償化の実施については、先ほど答弁したとおりです。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋 純議員の再質問を許可いたします。

○1番（高橋 純） ふるさと納税の税金については、様々な使い道があるとのことで、給食に特化した使い方はできないということは私も承知しているところですが、今現在子供たちが、少子といえますか、子供の数が少なくなっていることに対して、一つ関連づけてお話しさせていただきたいと思います。

私は、昭和47年生まれの第2次ベビーブームといわれる世代の者ですけれども、私たちの子供世代が今まさに結婚、子育ての全盛期であります。この第2次ベビーブームの子供たちは、第3次ベビーブームと呼ばれることはありませんでした。それくらい子供の数は減っているものという認識でいます。それでも今現在、結婚、子育てを行う世代というのは、多少なりとも今生まれている子供たちよりは子供の数が多。こういった事情を踏まえると、今子育て対策に特化した対策を打たないと、今後ますます人口の減少につながるものと考えられます。

子育ての格差については、かつて医療費の問題があったときに、子供の年齢によって医療費がかかる、かからないの問題で、大仙市や美郷町は対応がよかったために子供たちが残った。でも仙北市は、子供の年齢が一定の年齢に達すると医療費がかかる。そういった格差があるということで、地域間の格差についても話題になったことがあるかと思います。そういった過去の問題を踏まえますと、今現在美郷町が給食費について無償化にならないということについては、今後子育てをしていく世代が美郷町に移住してくる、そういう検討の際に、やはりマイナスになるので

はないかなというように捉えております。やはり以前から、給食費の無償化については訴えてきているところではありますけれども、国がどうこう、町がどうこうというお話もありますけれども、町としてどれだけ子供に対して手厚く対処していただけるか、ここにかかっていると思います。

実際、アンケートの際に子供を連れてた親御さんが来られて、そのシールのアンケートをしようとしたときに、子供に言われて、「給食費がただだと助かるね」という一言で、シールを貼っていたいた親御さんもいらっしゃいました。町長がおっしゃる給食費の補助については、もう年々保護者負担が変わらないように町として努力していただいているということは、重々承知の上ですけれども、負担する側とすれば、負担額が変わらないというだけで、負担をしているわけです。この部分について、無償化に踏み切る町としての覚悟を求めているわけです。こういったところも加味していただいて、もう少し検討していただきたいなというように考えますが、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋邦武） 先ほどの町長の答弁と同じような形になると思いますけれども、町長、自席で答弁お願いいたします。

○町長（松田知己） 給食費無償化の実施については、先ほど答弁したとおりです。

○議長（高橋邦武） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、1番、高橋 純議員の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋議員

○議長（高橋邦武） 次に、9番、鈴木正洋議員の一般質問を許可いたします。鈴木正洋議員は登壇願います。

（9番 鈴木正洋議員 登壇）

○9番（鈴木正洋） おはようございます。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1問目は、アウトドア・レジャーの魅力向上についてです。

1点目として、まずは野外レジャー施設における熊対策についてです。

熊の出没が相次ぎ、人的被害も報告されていることは周知のとおりです。美郷町の野外レジャー施設においても利用者の安全確保が課題となっていると感じます。実際、熊の出没が続いた仏沢キャンプ場は、10月から利用休止となってしまいました。キャンプ場に熊対策の電気柵を設置している例は、北海道で多く見られます。秋田県以外の東北地方でも同様の事例が見られます。

美郷町の野外レジャー施設には、キャンプ場のほかパークゴルフ場やグラウンド・ゴルフ場などもあり、その全てに電気柵を設置するような対応は無理だとしても、費用対効果を見ながら熊対策を強化する必要はあると考えます。特に雁の里山本公園のキャンプ場については、もともと熊の出没が少ないという利点があります。それに加えて、電気柵や監視カメラなどによる熊対策が講じられた安全で安心なキャンプ場として他施設との差別化が図られれば、利用促進につながると考えられます。美郷町の野外レジャー施設における熊対策の強化についてどのようにお考えかお伺いいたします。

2点目は、雁の里山本公園にあるキャンプ場ほかの営業内容の見直しについてです。

熊の出没が増加していることに加え、コロナ禍におけるアウトドアブームも一段落したことから、利用者数の減少が目立つキャンプ場も見受けられます。こうした状況の中では、利用者目線でのサービス改善に取り組み、施設の魅力を高めていくことが重要です。

キャンプ愛好者に話を聞いたところ、午前9時30分のチェックアウトは早過ぎるのではないかという声がありました。キャンプの醍醐味は、撤収に追われることなく、ゆったりとした朝の時間を過ごすことにあります。県内にある主なキャンプ場のチェックアウト時刻を調べると、11時頃に設定されているところが多いと分かりました。雁の里山本公園の9時30分は、キャンプ場だけでなくオートキャンプ場とバンガローも同じであり、再検討の余地があると感じました。

また、テントの横にタープを張るだけで追加料金が発生するという料金体系も、利用者に負担感を与えていると考えられます。1張ではなく1区画単位で料金を設定するほうが、分かりやすく一般的なのではないのでしょうか。

利用者の声を聞いた上で他施設との比較検討を行い、営業内容の見直しを図るべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目は、新たなアクティビティとしての水上自転車の導入についてです。

現在、仏沢ため池には、カヌー用具が整備されていますが、その利用はどの程度でしょうか。

カヌーは一定の練習が必要であり、誰もが気軽に楽しめるレジャーとは言い難い面があります。一方、水上自転車は、カヌーに比べてはるかに安定性が高く、ライフジャケットを着用するだけで、子供から高齢者まで安心して楽しめる乗り物です。都会では、運河の散策ツアーに利用されているほか、東北地方では、山形県長井市のダム湖で導入されている事例もあり、注目を集めています。

美郷町としては、陸上でも水上でも自転車が楽しめる町という物語性を打ち出すことができる点も魅力です。仏沢ため池のほかにも雁の里山本公園の立地からすれば、西沼でのサービス提供

も喜ばれるのではと考えられます。

水上自転車の導入についてご見解をお伺いいたします。

以上、3点ご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、野外レジャー施設の熊対策についてですが、議員のご説明のとおり、全ての野外施設に電気柵を設置することは費用対効果や設置に係る課題等を考えますと、無理と考えます。そのため、答弁はキャンプ場に限っていたします。

町で設置しているキャンプ場は、利用料金を徴収しない仏沢公園のキャンプ場と有料施設である雁の里山本公園キャンプ場がありますが、仏沢公園のキャンプ場については、利用実績を踏まえ、かつ無料施設であることを考えますと、現状どおりの注意喚起及び利用休止措置でよいものと考えております。

次に、雁の里山本公園キャンプ場についてですが、利用者が多く、有料であることを踏まえますと、電気柵の設置は必要性を感じる場所ですが、当該キャンプ場にはオートキャンプ場があり、敷地内に車が乗り入れるため、それを電気柵で囲いますと、新たな課題が生じてまいります。また、仮に一部に設置したとしても、当該エリアはパークゴルフ場もあるため、接触の危険性もあります。そうしたことを考え、電気柵を設置することは難しく、現在のところ設置は考えておりません。また、監視カメラについては、基本、監視する者がいて迅速に対応することで熊対策になるわけですが、現実的に、宿泊する管理人を設置することは難しく、これも現在のところ考えておりません。

キャンプ場の熊対策の強化につきましては、周辺での出没情報を管理棟に掲示することで、利用者が状況を把握しやすい状況にするなどの強化策を講じてまいりたいと存じます。

次に、雁の里山本公園キャンプ場の営業内容の見直しについてですが、利用時間については、宿泊の際のチェックイン時刻の繰上げを求める声が寄せられたことを契機として、令和6年12月に条例改正し、日帰り、宿泊ともに午前10時からの利用開始としたところですが、チェックアウト時間は改正せずに、宿泊は翌日午前9時30分としているところです。なお、その間の30分で清掃作業を行っております。

さて、ご質問のチェックアウトの時間についてですが、県キャンプ情報サイト「AKITAd e CAMP」に掲載されている県内18のキャンプ場を確認したところ、チェックアウト時刻

が午前10時の施設が4か所、11時の施設が3か所、午前12時以降の施設が3か所、その他の施設は利用時刻の記載が確認できませんでした。この状況では、雁の里山本公園キャンプ場のチェックアウト時刻は少し早いようですので、来年度に向けてチェックアウト時刻を午前10時に変更するとともに、チェックイン時間を10時30分とするよう3月の議会定例会に条例改正案を提案してまいりたいと存じます。

次に、フリーテントの利用料金ですが、現在、場所の使用料としてテント1張単位またはタープ1張単位で料金をいただいております。ご提案の区画単位での料金設定については、あらかじめテントエリア内に区画を設定しますと、これまでの使い勝手上の柔軟性、自由度がなくなり、当該キャンプ場の魅力が損なわれる懸念があると思います。そのため、現在のところ区画を設定した料金設定をすることは考えておりません。

ただし、タープを張るだけで追加料金が発生することは、利用者にとって負担感があると受け止め、今後、テント1張につきタープ1張までを利用料金に含むように利用時間の改正と併せて、3月の定例議会に条例改正案を提案してまいりたいと存じます。

次に、新たなアクティビティとしての水上自転車の導入についてです。

町では、水上アクティビティとして、令和6年度にカヌー・カヤック用具を購入、供用開始しておりますが、これまで計5回のカヌー・カヤックイベントを開催し、全て定員に達しており、計26人が利用しております。参加者は小学生から70歳代と幅広い年齢で、皆さん20分から30分程度の練習で、一人で自由にこげるようになっており、ガイドの注意事項を守っていれば転覆することはほとんどなく、利用者の転覆事例はないようです。

水上自転車については、魅力はカヌー・カヤックと同様、魅力はあるものと思いますが、格納場所が広く必要なこと、カヌー・カヤックに比べて運搬方法に人手が必要と見込まれること、さらに多少ですが、消耗品の維持費用がかかることなどの課題があります。そのため現時点では、まずはカヌー・カヤックの普及促進に力を入れることとし、水上自転車を新たに導入することは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○9番（鈴木正洋） 続きまして、学校における合理的配慮についてです。

合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と同じように生活し、活動できるよう均等な機会を確保するために必要とされる配慮のことです。これは、障害者差別解消法に規定された責務

であり、学校においても例外ではありません。全ての児童生徒がひとしく教育を受けられるよう個々の状況に応じた適切な対応が求められます。

視聴覚と認知に関する障害の中に、読み書き障害と聞き取り困難症があります。読み書き障害は、文字と音声を結びつける音韻化がうまくできず、文字の読み書きにとっても苦勞する障害です。また、聞き取り困難症は、言葉の聞き取りと理解に困難を伴う障害で、難聴とは異なり、聴力検査では分からないのが特徴です。

こうした障害を持つ児童生徒は、理解力に問題がなくても、学習についていくことが難しくなります。しかし、1人1台のタブレット端末が配備された現代の教育環境においては、これを活用すれば合理的配慮を提供することが可能となります。鉛筆で文字を書くことが難しい児童生徒でも、ワープロソフトのキーボードを使えば、スムーズに入力できる場合もあります。また、言葉の聞き取りに苦勞する児童生徒は、文字起こしアプリを活用すれば、音声情報を文字として視覚的に理解できます。報道資料によると、学校の定期試験や大学入試においてもパソコンなどIT機器の利用が、合理的配慮として認められた例もあります。

美郷町の学校において、読み書き障害や聞き取り困難症などの障害を持つ児童生徒に対する合理的配慮は、どのように行われているのでしょうか。

タブレット端末を活用するような対応が、教員個人の能力や判断に依存することがないように、教員同士の情報共有などの体制は整っているのか。

今後の対応方針なども含めてご見解をお伺いします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。教育長は登壇願います。

（教育長 栗林 守 登壇）

○教育長（栗林 守） ただいまのご質問にお答えします。

県教育委員会では、障害の有無や学びの特性等にかかわらず、全ての子供が共に学び、成長できるインクルーシブ教育の推進を基本方針に位置づけており、学校での合理的配慮については、私も大変大切なことであると受け止めております。

本町小中学校の特別支援学級の子供たちや通常学級に在籍して特別な支援を必要としている子供たちについては、一人一人について個別の教育支援計画というものを作成しております。それを基にして、教員はもちろん町が独自に配置した学校生活支援員を含め、学校全体として組織的、系統的な指導・支援に努めているところです。

読み書きに関して支援を要する子供たちについては、板書を書き写す負担の軽減として、タブレット端末のカメラ機能の活用や筆順アプリによる学習支援、レポート作成時のキーボード入力、

ルビつきプリントやテストの準備、穴埋めやキーワードを用いたプリントの準備、集中して読むためのスリット入りシートの使用などが行われております。

聞き取りに関して支援を要する子供たちについては、手順を視覚化したフローチャートの提示、教員の個別読み上げ対応や読み上げ教材の音声速度調整、イヤホンを用いた音声教材と映像資料の併用などに加え、必要な情報を聞き取って活動する力を身につけるために、音声に従って課題に取り組む学習を積み重ねたり、文字の形やつくりをよく見て、文字を再現する学習を行ったりするなど工夫をしているところです。

学校での合理的配慮の中で、タブレット端末などICT機器の活用は、今後ますます重要になってくると感じております。本町では、タブレット端末等の活用について協議するICT有効活用推進委員会や教育支援委員会、学力向上授業改善委員会等を定期的で開催して、新たな情報を共有しながら指導・支援の向上につなげるようにしております。

また、各学校では、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会を設置し、地域のセンター的機能を有する大曲支援学校や専門スタッフが配置されている特別支援教育地域センター、専門指導主事やアドバイザーが在籍する各教育事務所など関係機関と連携して、ICT活用を含めたさらなる指導・支援の工夫改善に努めており、今後とも継続して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、9番、鈴木正洋議員の一般質問を終わります。

会議途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時58分）

（午前11時08分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇松田信義議員

○議長（高橋邦武） 次に、5番、松田信義議員の一般質問を許可いたします。松田信義議員は登壇願います。

（5番 松田信義議員 登壇）

○5番（松田信義） 通告に基づき、質問いたします。

美郷町の人口は、昭和35年の国勢調査で3万2,268人でしたが、出生率の低下に伴う自然減や人口流出に伴う社会減により、令和7年10月末には1万7,130人、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和27年には1万1,029人と推計されております。

人口は地域の持続的発展の基盤であり、本町においても出生率向上や移住・定住に向けた様々な取組がなされておりますが、人口減少に歯止めがかかっておりません。こうしたことから現在、若者世代の転出抑制と移住者の増加につなげることを基本方針とした、旧六郷わくわく園跡地及びその南側のゲートボール場跡地を住宅用地として宅地開発し分譲する環境配慮型美郷暮らし整備事業が実施されております。まず、ここでいう環境配慮型美郷暮らし整備とは、具体的にどのようなものでしょうか。お伺いいたします。

また、宅地開発に当たり、旧わくわく園内のドングリの木、桜、安楽寺大通りの欒並木が伐採されております。見慣れた緑の多い景観からすれば、殺伐としたものであります。樹木は、一本一本光合成により二酸化炭素を吸収し酸素を生成しており、特に町なかの樹木は、二酸化炭素などの温室効果ガスの制限に有用とされております。このような樹木を全て伐採することについて、どのような環境配慮がなされたのでしょうか。また、今後どのような代替の植栽が計画されているのでしょうか。

次に、この分譲については令和5年から周知されており、分譲地に新築を検討されている方、人生設計、生活設計において大変関心が高いものです。ついては分譲開始の時期、分譲価格、一区画面積をお伺いいたします。

次に、分譲地の販売戦略についてです。一般に、商品や製品の販売には、他と差別化された魅力や特色のPRが必要とされております。今回の分譲でも、首都圏や仙台を含む県外からの移住を呼び込むためには、競合する他の自治体にはない魅力や優位性を強調しなければなりません。移住先として美郷町が選ばれる魅力や優位性は何なのか見解をお伺いいたします。

次に、基本方針が移住・定住の促進ですので、漫然と販売するのではなく、町内からの定住、県内の他市町村からの移住、県外、主に首都圏・仙台からの移住それぞれに数値目標を設定し、PRや販売に取り組んではいかがでしょうか。目標により販売戦略は違いが出ます。首都圏・仙台圏は県人会の皆様の協力や県事業との連携、県内はテレビ、新聞広告、町内は広報などです。

さらに、子育て世代、若者世代、Aターンなどの個別の対象者の優遇策も必要です。現在実施中の美郷暮らしサポート事業と相まった多様な取組により、住むなら美郷の機運醸成と移住・定住が図られるのではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

次に、安楽寺児童公園についてです。

安楽寺児童公園は、幼児の砂遊びやブランコ遊びのほか夏休みの児童のラジオ体操、桜や樺、イチョウの木の木陰の休息、季節に咲く花が行き交う人々の心を癒やすなど、街区の公園として町民に親しまれている公園です。また、本町の幼児教育の母、熊谷カウ先生の頌徳碑が見守る大切な公園であります。

現在、隣接の旧わくわく園の宅地開発と同時に、公園機能を停止した工事が行われております。この工事は、何を目的に、どのような内容で、いつまで行うのでしょうか。また、公園の主要要素である樹木がほとんど伐採されております。その必要性はあったのでしょうか。この後、公園の従前の機能回復はどのように計画され、それには利用者の意向が反映されているのでしょうか。お伺いします。

また、この地域には、建設中の子ども子育て支援拠点施設、中央公園の遊具エリア、安楽寺児童公園の3か所の子供の遊び場が配置されており、子育てには大変魅力的な地域となっております。遊び場は、子供の心身の健康や創造性の育成など健やかな成長に不可欠な力を育みます。乳幼児期、学童期と成長に伴い遊びも変わります。3か所の遊び場は、それぞれどのような遊びの場を提供し、どのような役割を担うことになるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

環境配慮型美郷暮らし整備事業は、令和4年2月に策定した美郷町第3次総合計画前期行動計画において、定住・移住推進事業として「旧六郷幼稚園・保育園跡地の住宅用地としての活用を検討する」ことを定め、令和5年度から事業を展開しております。令和5年度は、外部有識者によるアドバイザー会議、周辺町内会や事業者の代表との意見交換を行い、同年11月に基本構想を策定しております。その後、その基本構想を基に実施した公募型プロポーザルを経て、令和6年度は分譲地の区画割等の検討を行い、今年度は宅地造成工事を実施したところです。

そこで、ご質問の環境配慮型美郷暮らしについてですが、分譲地を購入された方々に対して、住宅団地としての景観など周辺環境との調和、自然環境負荷の軽減、自然環境の持続性に配慮した住宅建築を意識していただくよう、町が定める建築協定を結んでいただき、住宅の色調に一定の制約を設けるとともに、住宅に係るエネルギー消費を抑制する国が定めたZEH水準の住宅建築に誘導していくこと、上水道利用を条件とすることで地下水保全に寄与するなど、環境に配慮したまちづくりを進めていこうというものです。

次に、樹木の伐採についてですが、分譲区画数の最大化、既存街区との統一的な町並み形成、除排雪機械の動線などを検討した結果、分譲地の出入りが旧六郷わくわく園跡地、ゲートボール場跡地ともに北側、南側となる区割りが望ましいという結果となりました。また、旧六郷わくわく園跡地内の各種樹木については、残すことと伐採することの両方を検討しましたが、家屋屋根に樹木の葉が積もること、宅地内に葉が飛んでくること、樹木につく虫に懸念を持つことなど、想定購入世代の若い世代の声を受け止め、伐採して区画整理することとした次第です。また、旧六郷わくわく園跡地東側については、町道上に電柱があるため、除排雪の支障になっている旨の住民要望を踏まえ、今般の宅地造成工事により旧園敷地内に移設を行っております。さらに地域住民の方より、歩道の樫の根で歩道地上部が盛り上がっていること、秋の落葉で雨天時滑りやすくなること、そのため歩く場合も自転車の場合も通行に危険性があり、伐採伐根してほしい旨の要望が寄せられていたため、現在の住環境に配慮する観点で樫並木も伐採したところです。また、そうした背景から、今後歩道について新たに植栽する計画は持っていないところです。このように、想定購入世代の意識や住民要望に配慮した伐採であることにご理解をお願いいたします。

次に、分譲開始の時期等についてですが、現時点では、来年の夏頃までに工事を完了させ、完了後直ちに分譲を開始したいと考えております。その分譲価格についてですが、水道や道路整備に要した費用を除いた宅地造成にかかった費用を、その面積で割った金額を販売価格とすることを予定しており、令和7年3月、議員各位には1区画当たり320万円から420万円を想定価格としている旨を話しているところです。最終的な価格については、これまでの工事費用等に加え、今後の登記費用等も加味して、しかるべき時期に決定してまいりたいと考えております。次に、1区画面積についてですが、確定測量前の数字となりますが、旧六郷わくわく園跡地全18区画中、東側4区画が347から348平米、その西側4区画が325から326平米、さらにその東側の残り10区画が304平米となっております。ゲートボール場跡地は全4区画で、防火水槽敷地がある1区画が237平米、残り3区画が262から263平米となっております。

次に、宅地の販売戦略に関する美郷町の魅力や優位性についてですが、美郷町の魅力については議員もご承知のところ、申し上げることは必要ないものと存じますが、豊かな水環境、天然ブナ林を含む水源涵養林の存在、いにしえからの歴史と伝統文化、唯一無二の美郷雪華の存在などが挙げられると思います。また、今回の宅地分譲地については、半径500メートル以内に医療機関や商店街、スーパーやドラッグストアがあり、半径1キロメートル以内にはこども園や小中学校が立地しており、さらに直線距離で約200メートルには、現在建築中の子ども子育て支援拠点施設がある優位性があります。こうした魅力、優位性を子育て世代を中心に十分にPRしてまいり

たいと思います。

次に、地域別の数値目標についてですが、このたびの宅地については、町内での定住、県内からの移住、県外とりわけ首都圏や仙台からの移住という個別の数値目標を定める考えは持っていません。町の方が他自治体に引っ越さないことも、町外の方が町内に来ること、結果的に定住に関して同じ意味を持ち、地域を指定することに必要性を感じないからです。町内、県内外を問わず、とにかく子育て世代を中心にした世代にできるだけ住んでもらうようPRしたいと考えております。そのPRの方法については、議員ご提案のとおり、県事業と連携して参加している首都圏での移住相談会や県の首都圏移住・就職の相談窓口となっているアキタコアベースでのチラシ配布、各県人会や町SNS等での周知に加え、メディアの活用も検討するとともに販売に向けたチラシを作成し、町内工務店や町外の住宅メーカーにも周知を図ってまいります。

また、販売に際しては、宅地価格を若者・子供世帯、町内事業者で新築する場合、ZEH水準で建設した場合での3つの区分で支援策を設け、要件に合致する場合、割引率を加算していく方法を検討しているところです。こうした支援に加え、既存の補助事業である美郷暮らし促進奨励金などの施策も前面に出し、住むなら美郷という機運醸成を図り、移住・定住促進に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、安楽寺児童公園の工事内容、工期についてのご質問ですが、大雨などのときに周辺や下流域への流下水量を抑制しつつ地下水涵養機能にもなる施設を整備する目的で、ジオプール槽という地下埋設の浸透型タンクを整備するという内容です。工期は令和7年度内に完了予定です。この整備に伴い、公園内の樹木が埋設工事の支障になること、根の伸長でジオプール槽に影響を及ぼす懸念があること、分譲に係る配電線の支障も生ずることから、公園樹木を伐採した次第です。

その機能回復については、将来、ただいま説明しました伐採理由に至らないように低木の植栽を考えており、公園緑地は再整備する考えでおります。その際の樹種選定については、地元行政区のご意見も伺い、できる範囲で反映させてまいりたいと考えております。

また、公園等の役割についてですが、現在建築中の美郷町子ども子育て支援拠点施設については、大型遊具をはじめ様々な遊具を設置するとともに、デジタル遊具や知育玩具なども導入することで、多種多様な遊びに対応でき、併せて天候に左右されず屋内で遊べる役割を担うこととなります。

中央公園については、芝生広場があるほか屋外遊具もあることから、屋外で体を動かす遊びができる役割、かつ芸術作品を通じて感性や感受性を高める役割を担うこととなります。

安楽寺児童公園については、今後、広く平坦な広場となることから、中央公園とは違った規模感と空間として、子供たちが遊ぶ環境の違いを楽しめるもう一つの広場的役割を担うことになるように考えております。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）松田信義議員の再質問を許可いたします。

○5番（松田信義） 総務省の発表によりますと、令和6年度の全国の移住の相談が過去最高になったということでした。今後の本町の移住対策も人口の社会減抑制の観点から、首都圏・仙台圏からの移住を重視していく方向にあると思われれます。その際、首都圏・仙台圏の人にとって、地下水、すなわち奥羽山脈の伏流水、この伏流水のある生活は、大変魅力的なものです。このことは、本町の持つ大きな強みでもあります。安全性については、地下20メートルの粘土層の下の水質は、成分上何ら問題ないという水質検査の結果も出ております。移住の際の生活用水は、地下水すなわち奥羽山脈の伏流水で進めてはいかがでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員にもかつて説明申し上げましたとおり、周辺の住宅の水質に問題があることを確認し、上水道の延伸を企画しております。また、若い世代の意向は、上水道があるところに住みたいという意向も確認しております。そのため、地下水を大切にする観点でジオプールの設置もいたしました。今回の宅地においては、上水道を使うということを出してまいりたいと思います。

なお、町全体として地下水を大切にする観点。また、その地下水が正常で非常に恵まれた水質であること。そうしたことは、PRはしてまいります。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、松田信義議員の一般質問を終わります。

◇長谷川 幸子 議員

○議長（高橋邦武） 次に、7番、長谷川幸子議員の一般質問を許可いたします。長谷川幸子議員は、登壇願います。

（7番 長谷川幸子議員 登壇）

○7番（長谷川幸子） 通告に従いまして、一般質問を行います。

熊被害の対策を。

全国的に熊の目撃情報や人身被害が相次いで発生しており、秋田県では、過去最多の令和5年度の出没件数を超える勢いで被害が発生しています。特に、人身被害は66人となっており、美郷町においても人身被害が確認されています。住民からは「外を歩くのが怖い」との切実な声が聞かれます。

熊は至る地域で出没しており、住民の不安が高まっています。地域の安全を守るためには、早急に現場対応を強化し、被害防止の体制を取る必要があると考えます。

そこで、以下5点について伺います。

1、民地への侵入を防ぐため、収穫されずに放置されている栗や柿などの果樹の伐採と撤去への補助は行われているところですが、空き家における果樹の伐採が必要になる場合の対応を検討するべきではないか。

2、地元猟友会のメンバーは高齢化が進んでいます。今後を考えると、若い人が狩猟免許を取得して、継続して活動できるような環境づくりが必要です。全国では、命の危険を伴う活動にしては報酬が少ないという指摘があり、改善の動きが広がっています。猟友会の主な活動は、箱わなの設置や撤去、わなの見回り、熊の駆除、駆除した個体の処分です。本町では、年報酬として1人2万7,000円、費用弁償（日当）2,900円が支払われているところです。報酬の見直しや熊捕獲への報奨金の設定が必要ではないでしょうか。また、活動中における負傷などの補償はどのようになっているのでしょうか。

3、野生鳥獣の捕獲や警戒体制の強化のためにガバメントハンター（狩猟免許を持つ自治体職員）を採用してはどうか。

4、教育現場では、防犯カメラの設置はされているものの、周囲の熊出沒を知らせるカメラの設置はありません。子供たちの命を守り、安全・安心な生活を送るために、カメラを設置してはどうか。

5、箱わなを設置した場所は危険なので、住民が知らずに近寄らないように場所の公開をしてはどうか。

以上、町長のご所見を伺います。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目の空き家における果樹の伐採が必要になる場合の対応についてですが、空き家の管理は

基本、所有者・管理者が行うものであり、町では所有者・管理者に対して、適正な管理について促す文書を年2回送付しております。また、周辺住民から個別に相談が寄せられた場合でも、その都度、所有者・管理者に対して文書を送付し、対応を促しているところです。また、空き家敷地内にある樹木についても基本、所有者・管理者が管理するもので、行政が代執行するには法律的な整理が必要です。そのため現時点では、所有者・管理者に対して、熊による被害が心配されることにも触れ、適切な時期の収穫や伐採など適正な管理をお願いしてまいりたいと存じます。なお、その際には、併せて樹木伐採に係る補助事業をお伝えし、適切な対応を所有者・管理者に促してまいりたいと存じます。

2つ目の報酬の見直しと熊捕獲への報奨金についてですが、鳥獣被害防止対策実施隊の報酬については、美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定めております。しかし、条例で定めた当時に比べますと、熊の出没件数や捕獲頭数が増加していること。比例して、鳥獣被害防止対策実施隊隊員の出役も多くなっていることから、来年度に向けて年報酬の見直しを検討することとしております。また、業務に用いる弾薬等の価格も上昇していることから、費用弁償についても併せて見直しを検討したいと考えております。なお、その際には、同じく危険な現場での対応が求められる消防団員の報酬状況も踏まえるとともに、近隣自治体の状況も踏まえ、慎重に検討してまいりたいと存じます。

また、熊捕獲の報奨金については、有害鳥獣駆除として熊の捕獲業務は、非常勤特別職である鳥獣被害対策実施隊隊員としての職務であり、その公務には、条例に定める年報酬及び出務に応じて費用弁償を支給しており、条例に定められた報酬等以外に公務における熊捕獲への奨励金の支給はできないこととなっております。

また、活動中における負傷などの補償についてですが、鳥獣被害対策実施隊隊員の公務上の災害については、美郷町鳥獣被害対策実施隊設置に関する規則に基づき、秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の定めるところにより補償されます。

3つ目のガバメントハンターの採用についてですが、狩猟免許を保有し、鳥獣対策を専門に行う公務員を採用することについては、熊対策に有効な手段の一つと考えられますが、これまでの出没については、鳥獣被害対策実施隊により捕獲や駆除の対応が適切に対応できていること。現段階においてガバメントハンターと鳥獣被害対策実施隊との役割分担が明確でないこと。年によって熊の出没状況が異なるため、閑散期の業務の在り方などの課題があること。また、県に既にそうした職員がいらっしゃることを踏まえますと、現時点では、町でガバメントハンターを採用することは考えておりません。

なお、2つ目のご質問で議員ご指摘のとおり、鳥獣被害対策実施隊の隊員として委嘱している猟友会会員が高齢化してきているため、今後、若い方の猟銃の所持や狩猟免許の取得が進まず、安定して隊員を確保できないと見込まれる場合は、将来的にガバメントハンターの採用を検討していくことが必要と考えております。なお、町では鳥獣被害の捕獲に従事する狩猟者の確保を目的に、狩猟免許新規取得支援事業を実施し、猟銃の所持や狩猟免許の取得を支援しておりますが、令和8年度から支援の拡充を検討しているところです。

4つ目の教育現場へのカメラの設置についてですが、防犯カメラについては、室内外合わせて3小学校に19台、中学校に13台、認定こども園3園に19台、合わせて51台設置しており、教職員や保育士が監視できるようになっております。また、教職員や保育士による定期的な校庭、園庭内の巡回のほか町職員や令和7年11月以降において県から委託された警備保障会社によるパトロールを実施し、園児・児童・生徒の安全確保に努めておりますが、熊の目撃情報がこれまでになく多くなっており、安全確保に向けては、複合的な対策が必要と考えております。ご質問の熊出没を知らせるカメラ設置もその一つの手段であると認識しており、その効果や正確性等を検証するため、企業との連携を前提に試験的な設置について検討してまいりたいと存じます。

5つ目の箱わなの設置場所の公開についてですが、箱わなを設置する場所は、出没が見込まれる場所であり、箱わなに熊を呼び寄せるための餌を備えつけていることから、熊と遭遇する可能性が高く、議員ご指摘のとおり危険な場所となります。そのため、原則、集落から一定程度離れた住民が立ち入りにくい場所に設置しているところです。なお、設置場所には、箱わなの存在を示す看板を設置して注意を促しております。

そうした箱わなの設置場所の公開については、公開することで設置場所が明確となり、興味本位で設置場所に近づいて熊と遭遇し、人身事故につながる懸念があること。捕獲後の止め刺しや運搬処分などの実施隊業務の妨げになる場合も考えられること。他自治体において、故意に箱わなの扉を閉めるなどの妨害行為も発生していることなどから、具体的な場所の公開については考えておりません。

答弁は以上ですが、これまでの答弁の中で、鳥獣被害対策実施隊というところ、誤って鳥獣被害防止対策実施隊と2回言いましたので、そこは訂正させていただきます。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子議員の再質問を許可いたします。

○7番（長谷川幸子） 有害鳥獣を誘引する果樹樹木の伐採撤去には、町から補助が出ているとこ

ろですけれども、所有者が遠方にいたり、また高齢者だったりで、なかなかそこも進まないとは思いますが、まずその柿の木とか栗の木の実がなっていることで熊が来るので、柿の実を収穫することに対して、高齢者や所有者が遠くにいる場合に、その方々が業者を頼んだりしたときに、町が費用を一部助成するようなことはできないでしょうか。

すみません、質問分かりましたでしょうか。すみません。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

基本的に、その樹木を植えたのは所有者・管理者でありますので、その方々が必要性があってそこに植えたものであります。したがって、管理もその方々が責任を負うのが真っ当な理屈だろうと思います。

収穫についてできないとするならば、そもそも必要性がその方にとってなくなったということになりますので、町の補助金を使って伐採するべきだろうと思います。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再々質問ありますか。（「ないです」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○7番（長谷川幸子） 感震ブレーカー設置への助成を。

総務省消防庁は、地震による電気火災対策として、感震ブレーカーの設置を呼びかけています。電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

能登半島地震で発生した石川県輪島市の輪島朝市周辺の大火災は、屋内の電気配線が地震で傷つき、ショートするなど電気に起因した可能性があるとして指摘されています。電気火災は、阪神大震災や東日本大震災でも出火原因が分かった火災の6から7割を占めました。

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して自動で電気を遮断する装置です。ばねやおもりを使うタイプ、コンセントに差すタイプなどがあります。住民が不在時や就寝中、避難する際にブレーカーを手動で切る余裕がなく避難した場合でも、自動的に出火元を断つことで自宅からの火災発生を防ぎ、生命と財産を守ることができます。

自治体が感震ブレーカー助成を行う意義は、大規模地震時における電気火災の抑制による町の延焼被害軽減と住民の防災意識向上と主体的な出火防止対策の促進にあります。

以上の観点から、感震ブレーカー設置への助成を行うべきと考えます。町長のご所見をお聞かせください。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

感震ブレーカーの設置率は、令和4年度の防災に関する世論調査においては、全国的には5.2%の設置率となっているところですが、能登半島地震の地震被害想定調査結果によりますと、感震ブレーカー設置を100%にすることによって、火災による全焼棟数、死者数が約6割低減されることが報告されております。また、大規模地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及推進が必要であると提言がなされているところです。

本町においても、今後、感震ブレーカーの認知度向上と普及を推進していくことが必要と認識しておりますが、総務省消防庁の通知では、地域防災計画において感震ブレーカーの普及推進を記載するようにとされております。そのため町としては、避難所のスフィア基準遵守と併せ、令和8年3月に地域防災計画を改定したいと考えているところです。

また、そうした手続を経ながら、来年度からの感震ブレーカー設置に係る補助制度の導入を検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、長谷川幸子議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋邦武） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

12月11日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時45分）

